

選択的夫婦別姓の導入に対して寄せられた主な質問

親の名字(姓)が異なっていたら
子どもがかわいそうでは？

- ・立憲民主党が考える法案では、夫婦別姓を選択した場合には、子どもの名字(姓)は出生時に父母の協議でどちらかに決めることとなります。
- ・両親が別姓だと、子どもがかわいそうだと思うということであれば、同姓を選ぶこともできます。
- ・それぞれの家庭の価値観で別姓か同姓を選択することができるようにします。

家族の一体感が
なくなるのでは？

- ・別姓の国は諸外国に多数ありますが、それらの国々において、別姓であるから家族の一体感がないという客観的なデータや報告はありません。
- ・家族の一体感をなくさないために同じ名字(姓)であることが必要と考える場合には、同姓を選択することができます。

名字(姓)を変えたくないなら
事実婚にすればよいのでは？

- ・法律婚を望んでいるにも関わらず、別姓を選択することができないために、事実婚を選択した場合に被る不利益は資料⑥に列記しました。
- ・明記しただけでも16項目にも及びます。これらの不利益を受けるにもかかわらず、同姓を強制し続ける合理的な理由はないと考えます。

多くの国民が賛成しているのに
なぜ導入が実現しないのか？

- ・平成8年の法制審議会の答申の内容について、国民の間にも様々な意見があったほか、自民党内においても、通称使用を公認する案などが示され、内閣として法案を提出するには至りませんでした。
- ・一方、議員提出法律案は、平成9年以降繰り返し提出されていますが、いずれも審査未了になっています(資料⑤参照)。
- ・また、自民党の一部には、選択的夫婦別姓を実現することに反対する議員もおり、党内での合意形成には至っていません。
- ・令和2年11月に発表された「47都道府県『選択的夫婦別姓』意識調査レポート」(早稲田大学法学部・棚村政行研究室/選択的夫婦別姓・全国陳情アクション合同調査)での賛否を見ると、当事者と想定される20歳代や30歳代の世代には選択的夫婦別姓の導入に好意的な意見が多数あります。
- ・当事者の声を聴き、その当事者の要望にかなった選択的夫婦別姓の実現をめざします。

「選択的」でも、結局女性が男性の名字(姓)にせざる得ない状況が続くのでは？

- ・日本では、夫婦は同じ名字(同姓)でなければならないとされていますが、婚姻の際に男性の名字(姓)にしなければならないとは規定されていません。
- ・しかし、社会の実態としては、96%の夫婦において男性の名字(姓)を選んでいきます。
- ・選択的夫婦別姓が制度として導入されることは、実際に別姓を選択する人の数の多寡にかかわらず、女性が婚姻後も自分の名字(姓)を維持することができることになり、自我の同一性の保持や人としての根源的な尊厳を守ることもつながります。